

「(仮称)葛飾区人権施策推進指針」素案に

対するパブリック・コメントの実施結果

実施期間 平成19年12月20日～平成20年1月22日

実施場所 人権推進課、区政情報コーナー、区民事務所、区民サービスコーナー、地区センター、
図書館、社会教育館（合計 45カ所）

ご意見提出者 4名 (内訳) 窓口 0名
郵送 0名
ファクス 3名
電子メール 1名

ご意見総数 10件 (内訳) 計画に関する意見 9件

計画以外の意見 1件

項目	ご意見の要旨	区 の 考 え 方
<p data-bbox="147 177 539 201">葛飾区人権施策推進指針策定にあたって</p> <p data-bbox="181 743 333 815">葛飾区人権施策推進指針策定にあたって</p>	<p data-bbox="344 213 533 237">文章の加除訂正</p> <p data-bbox="344 467 1171 1134"> <u>葛飾区では、平成2年に策定した「基本構想」の中で、「人間性の尊重」をすべての施策の基本として貫いていくこととしました。この理念は、憲法第11条、13条、14条(1項)、および第25条、26条などを基本とする、同対審答申、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律等に基づくものです。これまでも、こうした基本的立場に立って、同和問題をはじめとする在日外国人、障害者などに対する差別の問題、男女平等、子ども、高齢者など「社会的弱者」といわれる人々に対する人権問題の解決に、課題ごと経過と状況を考慮しながら施策を行ってきました。加えて、今日、元ハンセン病患者、感染症患者、性同一性障害者、犯罪被害者等に対する誤解や偏見の存在など、新たな人権課題解決の取り組みが迫られております。そのため、平成18年度から27年度までの10年間を計画期間とする新たな基本計画において、「人権と平和」を理念として掲げ、すべての政策・施策・事業を通じて、「互いの人権を尊重し、平和で平等な社会を実現する」ために、不断の努力を積み上げていくことを明確にしました。このような考えに基づき、このたび「葛飾区人権施策推進指針」を策定し、今後の葛飾区における人権施策の方針と、基本的な方向を明らかにするものです。</u> </p>	<p data-bbox="1184 707 1865 852"> ご意見の主旨の大半は、指針（案）に既に盛り込まれているものと認識しています。「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に関しては、記載を追加します。 </p>

項目	ご意見の要旨	区 の 考 え 方
<p data-bbox="145 164 414 188">葛飾区の人権施策推進指針</p> <p data-bbox="183 699 333 799">2 人権課題別の状況と基本認識 (1) 同和問題</p>	<p data-bbox="347 213 1160 272">「葛飾区の人権啓発・教育を推進において、都内に「地域指定」がない歴史的経緯の実態」について挿入を要望する文案</p> <p data-bbox="347 308 1171 1289">旧幕時代、江戸においては長吏頭・弾左衛門をはじめ長吏小頭及び長吏、非人頭・車善七とその配下である多くの非人等の被差別民が数多く存在していたことは史料としても明らかである。徳川幕府が崩壊し、これに代わった明治政府は、いわゆる「解放令」(1871(明治4)年8月28日「太政官布告」)(「穢多・非人・非人等の称廃され候条、自身身分職業とも平民同様たるべきこと」～「被差別民の呼び方は廃止し、今後身分・職業は一般の人と同じである」)を出し、形の上では「平等」とされた。しかし、それまで有していた、土地の占有権・様々な物資の専売権・独自の裁判権など、諸々の権利はすべて剥奪され、生活手段を持たないまま、市中に投げ出された。弾左衛門(後に弾直樹と改名)がそれまでの配下とその家族救済のため、私財を投じて興した「製靴工場」も、「富国強兵」のもと政府をバックに巨大資本を蓄積した三井などの大工場に押され倒産に追い込まれた。一方、江戸期には人口百万人の半数を占めていた武士が消費することで商売が成り立っていた江戸内外の商工業者・生鮮食料生産者(近郊の農家)は、収入が激減し、そのあおりは被差別民もまともに受けざるを得なかった。こうした状況は大なり小なり、全国的な現象であったことが想像される。江戸期にも、「逃散」出稼ぎなどによる多数の江戸流入はあったが、これは近代においても変わらない。いわゆる「貧困者」が互いに身を寄せ合い居住する地域が東京各地に存在したことはいくつかの史料に記録されている。19世紀末と20世紀初頭における二つの戦争を経て、東京の人口増加は著しく、住民の混住化が進んだ。分けても、関東大震災と太平洋戦争における度重なる空襲による再度の大規模火災で大量の家屋焼失、疎開その他による居住者の大量移動等、幾多の歴史的痕跡は一層不明瞭になっている。こうしたことが「同和対策事業特別措置法」実施の際の「地域指定」を困難にした一つの根拠と考えられる。さらに、1950～80年代の「高度成長」期に就職、進学、出稼ぎ等により東京には相当多数の人々が転居した。その中に、全国各地からの被差別部落出身者も多数に上ることが想定される。「地域指定」がない中では、大量差別ハガキ事件・差別落書き事件などが、いつ、どこで起こるか分からない、と同時にいつ、どこで起こっても不思議ではない、ということが言える。そしてその解決は、あらゆる場、あらゆる機会における人権啓発と人権教育に関する施策の策定と、その実効ある施行の必然性を明らかにしている。</p>	<p data-bbox="1184 692 1845 804">今後の普及啓発の推進にあたっては、東京、葛飾における同和問題の特性を踏まえ、事業を実施していきます。</p>

項目	ご意見の要旨	区 の 考 え 方
2 人権課題別の状況と基本認識 (4)その他の人権分野	<p>「さまざまな人権問題」への追記 - 1</p> <hr/> <p>性同一性障害者に加え、「同性愛者」を明記してほしい。</p> <p>「さまざまな人権問題」への追記 - 2</p> <hr/> <p>「パワーハラスメント」「スクールハラスメント」など、職場や学校現場での人権侵害も深刻な状況にあることを追加してほしい。</p>	<p>「さまざまな人権問題」については、主な人権課題を例示しております。今後の普及啓発にあたっては、社会動向をみながら、ご意見にあるような人権課題も視野に入れ、実施していきます。</p>
3 人権施策の充実に向けて (1)啓発事業の充実	<p>人権講座について - 1</p> <hr/> <p>人権講座は、区民と専門職である社会教育主事とで作りあげる講座を企画する旨を加えてほしい。</p> <p>人権講座について - 2</p> <hr/> <p>日常生活の中から、人権問題を学んでいく上で、区民自ら企画、参加していく「人権講座」が非常に有効な啓発手段と思う。</p>	<p>人権講座は、啓発活動の一環として実施しております。今後の普及啓発にあたっては、効果的な方法を検討し、取り組んでいきます。</p>
3 人権施策の充実に向けて (2)人権教育の推進	<p>文章の追加(7行目と8行目の間)要望</p> <hr/> <p>人権教育の推進に当たっては、まず、すべての大人、子どもたちの人権が保障される必要があります。区立の各小・中学校においては、「子ども(児童)の権利条約」を活かすことに努め、「いじめ」をなくす取り組みを進めるなど、すべての人の人権が尊重されるよう努めていきます。また、憲法に待つまでもなく、すべての人は「ひとしく教育を受ける権利を有し」ています。しかし、歴史的経緯、家庭環境などにより、すべての子どもたちの生活条件、学習条件が十分であるとは限りません。いわれなき差別や「学力」不振などによって、進学や職業選択の自由が阻害されることもあります。そのような子どもたちにこそ、生活・学習の権利が保障されなければなりません。そのためにも、さまざまな調査等を行い、「不振」に対しては「手厚い」対応をしていきます。</p>	<p>確かな学力の定着については、葛飾区教育振興ビジョン(平成15年11月/葛飾区教育委員会)の中で目標として掲げられており、今後もさまざまな施策を展開していきます。</p>

項目	ご意見の要旨	区 の 考 え 方
推進の方策		
<p>1 葛飾区（行政）の役割</p> <p>（1）人権尊重の環境づくり</p>	<p>人権講座について</p>	<p>区民の人権課題に対する主体的な取り組みへの支援については、実施の段階で具体的な方法を検討していきます。</p>
	<p>「区民の人権課題に対する主体的な取り組みを支援する」とあるが、区民が企画して開催する「人権講座」を支援していくことを取り入れてほしい。</p>	
	<p>人権課題に対する区民の主体的取り組みについて</p>	
	<p>区民の人権課題に対する主体的な取り組みの支援策として、「人権・平和講座を充実させる」、「区民企画の実施」を表記してほしい。</p>	
	<p>（意見）</p>	
<p>差別されている人、人権の被害にあっている人たちは、なかなか声を上げられないのが現状だと思う。だからこそ人権尊重の環境づくりが必要である。また、戦争のない平和な社会で暮らしたいと思う。</p>	<p>人権尊重の環境づくりに努めていきます。</p>	